

外国人留学生の就職支援に係る政府方針

日本再興戦略改訂2016

外国人留学生の日本国内での就職率を現状の3割から5割に向上させることを目指す。

骨太の方針2018

在留資格に定める活動内容の明確化や、手続負担の軽減などにより在留資格変更の円滑化を行い、留学生の卒業後の活躍の場を広げる。

外国人材受入れ・共生のための総合的対応策

平成30年度中に大学を卒業する留学生が就職できる業種の幅を広げるため、平成31年3月を目途として**在留資格に係る告示改正を行う。**

現状の在留資格制度下における取扱い

本邦の大学・大学院を卒業・修了した留学生については、専門的・技術的知識に加えて、高い日本語能力を有していることから、幅広い分野での活躍が期待されるものの、従事しようとする業務内容が現行の在留資格に当てはまらないとして、例えばサービス業務や製造業務等に専従することは認められていない。

特定活動告示の改正の趣旨

本邦の大学(四年制大学)又は大学院の課程を適正に卒業・修了した留学生は、我が国の文化に触れながら学んだ我が国の良き理解者であり、在学中に修得した知識や、日本語を含む語学力を活用する業務が含まれている場合、その就職を認めることとする。

要件 ※特定活動告示で規定

- 常勤の従業員として雇用され、本邦の大学又は大学院において修得した知識や能力等を活用することが見込まれること
- 本邦の大学(短期大学を除く。)を卒業し、又は大学院の課程を修了して学位を授与されたこと
- 日本人と同等額以上の報酬を受けること
- 高い日本語能力を有すること(試験又はその他の方法により、日本語能力試験N1レベル等が確認できること)

【従事できない業務】

- 風俗営業活動
 - 法律上資格を有する者が行うこととされている業務(業務独占資格を要する業務)
- ※ また、大学・大学院において修得した知識や能力を必要としない業務にのみ従事することはできない。

